

マイナンバー制度の推進について



平成31年 1月25日
内閣官房 番号制度推進室
内閣府 大臣官房 番号制度担当室

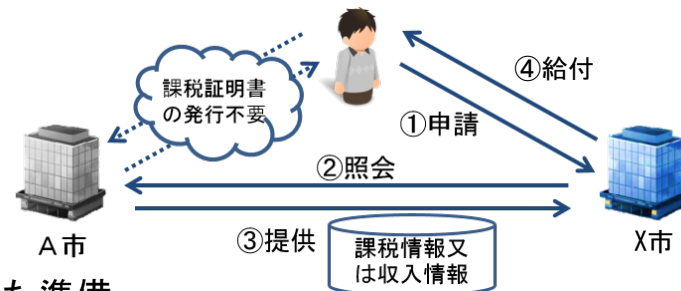
マイナンバーによる情報連携

○各種手続の際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするなどのため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行う。

1. 経緯

- ・平成27年10月 国内全住民に付番
- ・平成28年1月～ 国税・地方税・社会保障関係手続(年金関係を除く)において利用開始
- ・平成29年11月～ 情報連携の本格運用開始(約850事務手続)
- ・平成30年10月～ 情報連携の拡充(約1200事務手続)
- ・平成31年1月～ 年金関係手続(約1000事務手続)の情報連携の開始に向けた準備

【事例】児童手当の申請



2. 効果の発現

○ある地方公共団体の例

Before



- 個人情報の遠隔地扶養認定の照会件数 約25,000件/年
(毎年夏頃、50人の職員が4時間をかけて照会文書の封入・発送事務に従事(段ボール箱:10箱分))
- 転出した住民に係る保育料等の認定に必要な課税証明書の作成・発送 約25,000件/年
(1件ずつ依頼文書を確認し、郵送等で発送)
- 転居した住民に係る介護保険料認定等のために必要な所得情報の回答件数 約30,000件/年
(1件ずつ内容を確認し、郵送等で文書回答)



After

パソコンでスムーズな事務処理が可能に。

膨大な量のペーパーを見なくてよかったわー!

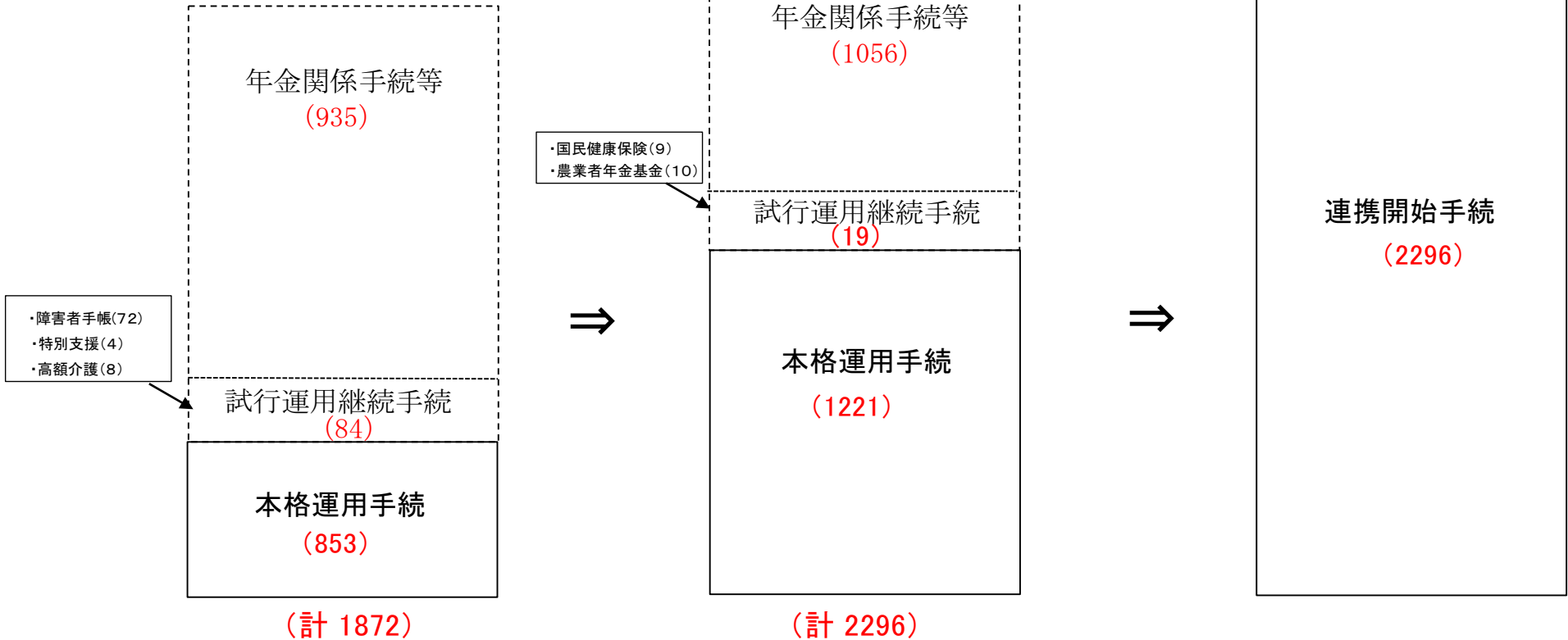


行政職員



市民向けの手続も早くなったわ

※赤字数字は、事務手続数
 ※手続数は精査中



平成29年11月本格運用

平成30年10月9日～
 ≪データ標準レイアウトの改版≫
 ≪試行運用手続の本格運用開始≫

現行法に基づく情報連携の完成～
 ≪年金関係手続等の連携開始≫
 ≪マイナンバー法施行3年後見直しによる
 利用範囲の拡大
 (平成31年通常国会法案提出予定)≫

マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例

〔平成30年10月9日時点〕

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例		
保育園や幼稚園等の利用に当たっての認定の申請(子ども・子育て支援法)	市町村	生活保護受給証明書	特別児童扶養手当の支給の申請 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	都道府県・市町村	住民票		
		児童扶養手当証書			課税証明書		
		特別児童扶養手当証書	障害福祉サービスの申請 (障害者総合支援法)	市町村	住民票		
		課税証明書			課税証明書		
		障害者手帳			生活保護受給証明書		
児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	課税証明書	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	障害者手帳		
		住民票			住民票		
奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	生活保護受給証明書			介護休業給付金の支給の申請 (雇用保険法)	ハローワーク	課税証明書
		雇用保険受給資格者証					生活保護受給証明書
		障害者手帳					特別児童扶養手当証書
		課税証明書	障害者手帳				
特別支援教育就学奨励費の申請 (特別支援学校への就学奨励に関する法律)	都道府県教育委員会	住民票	保険料の減免申請 (介護保険法)	市町村	住民票		
		課税証明書			課税証明書		
		生活保護受給者証明書	出産育児一時金の申請 (健康保険法)	健康保険組合等	生活保護受給証明書		
児童扶養手当の申請 (児童扶養手当法)	都道府県・市町村	住民票			都道府県・市町村	住民票	
		課税証明書	課税証明書				
		特別児童扶養手当証書	生活保護受給証明書				
		障害者手帳	障害者手帳				
生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関(都道府県・市等)	課税証明書	公営住宅の入居の申請 (公営住宅法)	都道府県・市町村	住民票		
		雇用保険受給資格者証			課税証明書		
		児童扶養手当証書			生活保護受給証明書		
		特別児童扶養手当証書			障害者手帳		

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

マイナンバー制度の情報連携に伴い省略可能な主な書類の例（年金関係手続）

申請項目	申請先	省略可能な書類の例	申請項目	申請先	省略可能な書類の例	
国民年金保険料の免除・納付猶予の申請 (国民年金法)	日本年金機構	住民票	児童手当の申請 (児童手当法)	市町村	年金加入証明書	
		課税証明書			都道府県・市町村	年金額改定通知書
		雇用保険被保険者離職票				年金証書
国民年金保険料の学生納付特例の申請 (国民年金法)	日本年金機構	課税証明書	奨学金の申請 (独立行政法人日本学生支援機構法)	日本学生支援機構	年金額改定通知書	
		雇用保険被保険者離職票			年金振込通知書	
各種年金の裁定請求 (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票	障害者・児に対する医療費助成の申請 (障害者総合支援法)	都道府県・市町村	年金額改定通知書	
		課税証明書			年金振込通知書	
		雇用保険被保険者証				
年金受給者の各種届出の審査(年金額改定請求書、加算額開始事由該当届、支給停止事由消滅届) (厚生年金保険法、国民年金法等)	日本年金機構	住民票	生活保護の申請 (生活保護法)	保護の実施機関 (都道府県・市等)	年金額改定通知書	
		課税証明書			年金振込通知書	
障害基礎年金(20歳前の傷病によるもの)受給者の所得確認 (国民年金法)	日本年金機構	所得状況届	精神障害者保健福祉手帳の交付申請 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	都道府県・ 政令指定都市	年金証書	
					年金振込通知書	

(注) 個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を必ずご確認ください。

マイナンバー制度の利活用のあり方に係る検討状況について

マイナンバー法

附則第六条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること並びに特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用することができるようにすることその他この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。

○マイナンバー法の施行から3年が経過したことを踏まえ、「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「未来投資戦略2018」等に基づき、政府において、戸籍事務、罹災証明事務及び証券分野等の業務について、マイナンバー制度の利活用のあり方を検討

○現在、マイナンバー制度の利活用のあり方について各府省等で検討中のもの

1. 戸籍情報の情報連携

戸籍法の改正の中で、法務省が個人別の親族関係情報を構成し、社会保障分野の事務の処理のために、当該情報を情報連携の対象とする法案を検討中

※法制審議会戸籍法部会において検討中

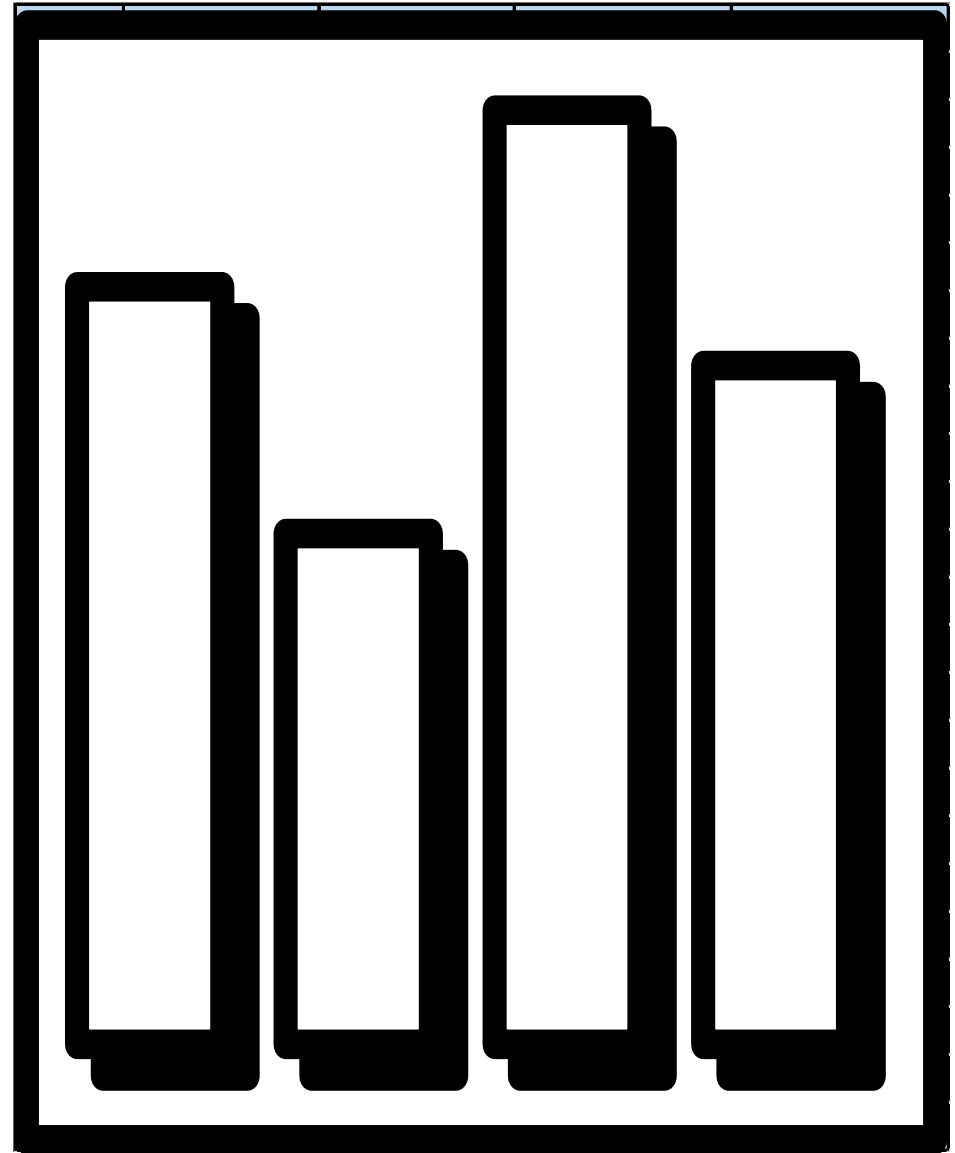
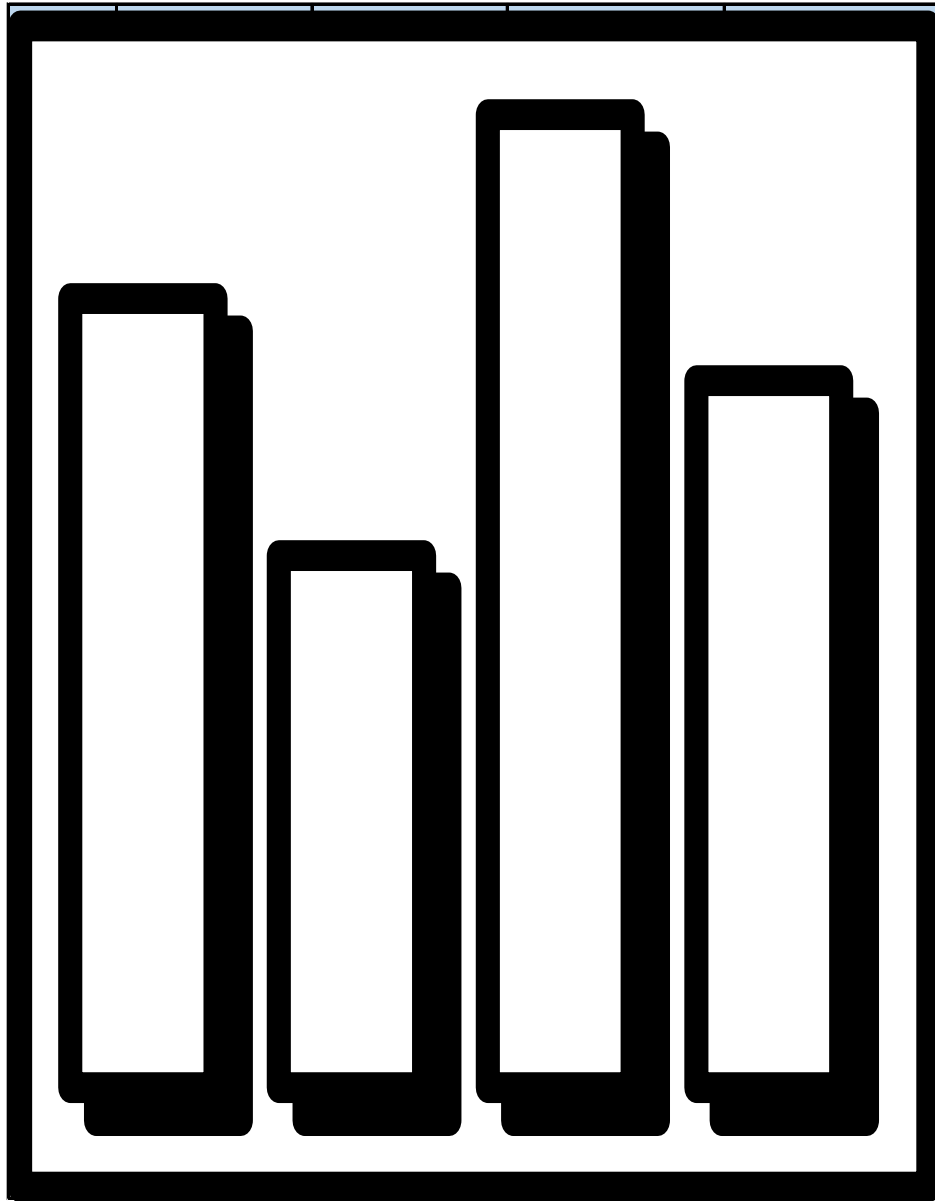
2. 罹災証明事務等

行政手続オンライン化法等の中で、罹災証明の交付に関する事務や新型インフルエンザ予防接種に関する事務をマイナンバー利用事務とすること等の法案を検討中

3. 証券保管振替業務

国税通則法の改正の中で、証券保管振替機構における加入者情報のマイナンバーによる管理や支払調書に記載するための取得を可能とする法案(所得税法等の一部を改正する法律案)を検討中

都道府県別 電子申請対応市区町村数 (H30.9.28時点)



※「びったりサービスの取組状況に関するフォローアップ（第2回）」の回答を集計したもの

・対応率：各都道府県の域内の団体数に対する対応団体数の割合 ・人口カバー率：都道府県の人口に対する対応団体の人口の割合

マイナンバーカードの健康保険証としての利用（オンライン資格確認）概要

○ 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

- 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を平成32年度に開始する。

○ 導入に当たっては、現在の世帯別の被保険者番号を個人単位にする「新被保険者番号」と共に整備。

I 初期設定の流れ（赤矢印）

厚生労働省資料を基に改変

支払基金・国保中央会（国保連）

① マイナポータルにアクセス

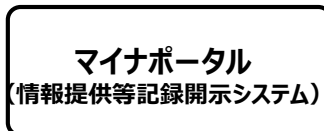
② オンライン資格確認の利用に同意



マイナンバーカード※

加入者

※PIN（暗証番号）あり



③ 自己情報表示で
被保険者番号を要求

⑥ 被保険者番号を取得

情報提供NWS

総務省

④ 被保険者番号を要求

⑤ 被保険者番号を提供

医療保険者
中間サーバー

⑦ 被保険者番号・利用者証明用電子証明書（シリアル）を登録

II 受診時の資格確認の流れ（青矢印）

マイナンバーカード※

※PIN（暗証番号）なし
（注）PIN入力を要しない方式。実現に向けては、公的個人認証法の改正が必要。

i 医療機関等に提示

加入者

健康保険証

保険医療機関



ii 資格情報※を照会
（利用者証明用電子証明書or被保険者番号）

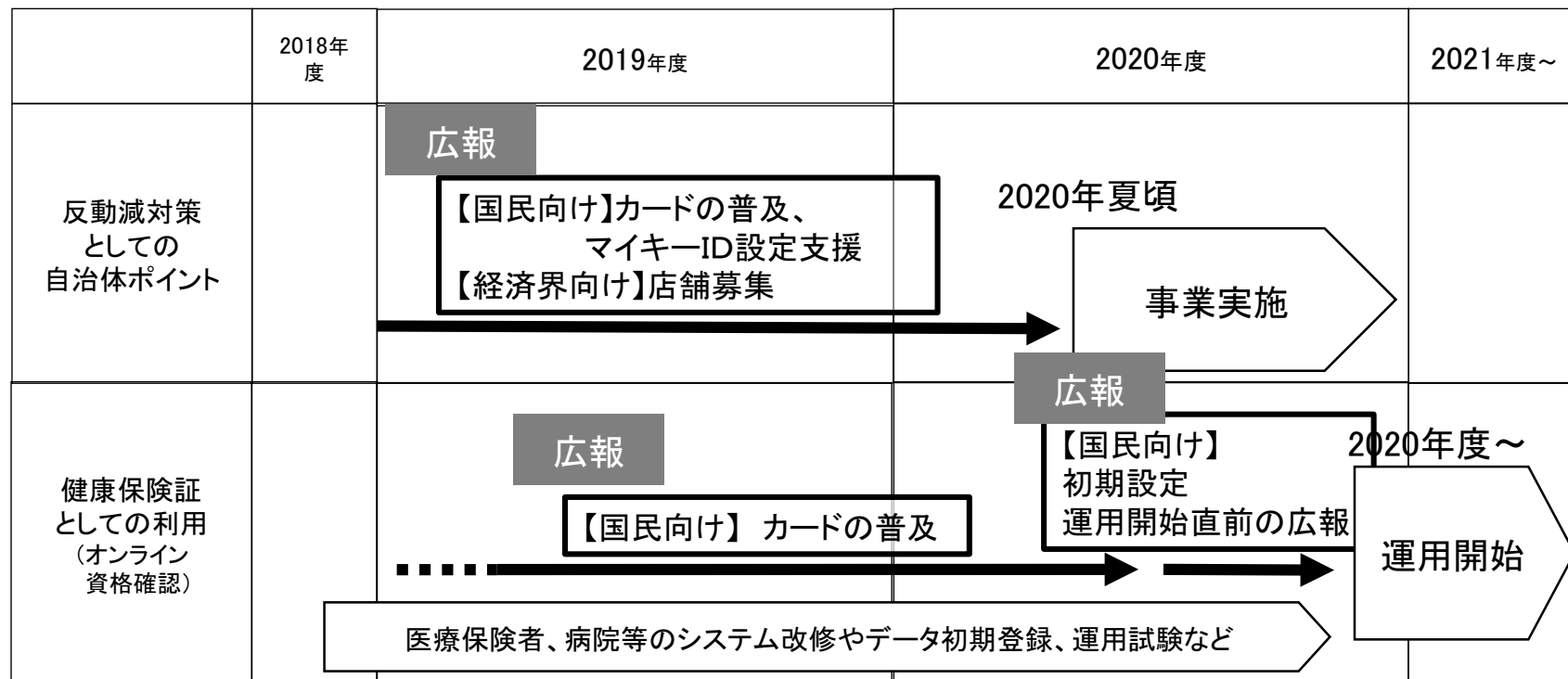
iii 資格情報※を取得

支払基金・国保中央会（国保連）

オンライン資格確認等
システム

※資格情報：氏名、生年月日、性別、保険者名、負担割合、
資格取得・喪失日 等

カードの利活用シーンや安全性、身分証明書(ID)としての役割を広報



- マイナンバーカード普及に向け、まず「①反動減対策としての自治体ポイント」、それに続けて「②健康保険証としての利用」に関する広報に注力。
- 政府広報と連携し、マイナンバーカードの身分証明書としての役割に関する広報を展開。カードの安全性、電子証明書の利便性・有効期限の更新に留意した広報内容に。
- 政府広報との連携(2018年度末もカード普及キャンペーン)のほか、地方公共団体や経済界と連携した広報を展開。